

物件概要

物件番号

その他
参考事項

・元藤岡合同庁舎第2別館です。

※下水道管の負担金について、これまで公共用地として免除されていた167,200円を精算する必要があります。

・敷地内に一部アスファルト舗装があり、舗装がない部分は舗装部より10~20

c m程度地面が下がっています。また、敷地東側に県有植栽及び電灯があり、敷地北側及び西側に県有フェンスがあります。また、西側県有フェンスについては、西側道路との境界から若干後退して設置されています。これらを含み、現状有姿にて引き渡します。

- ・ 敷地東側の県有植栽が東側道路及び南側隣地へ越境しており、敷地北東側の県有工作物が北側隣地へ越境しており、敷地北西の県有フェンスが北側隣地へ越境しており、敷地南西側の県有鉄柵土台が南側隣地へ越境しており、敷地東側及び南西側に隣地から電線の越境があります。

- ・ 地盤調査、地下埋設物の実地調査は行っておりません。

- ・ 元藤岡合同庁舎第2別館を解体する際、敷地の北半分を3mほど掘削を行ったところ、深さ約2.5m地点から埋設物（別紙「物件写真」参照）が複数発見されました。見つかった埋設物については撤去しましたが、まだ敷地内に埋設物が存在している可能性があります。

- ・ 申込みに当たっては、境界標含め、必ず現地をご確認下さい。

